

タイトル	捕鯨問題における文化的対立の構造(<特集>共同研究報告：欧米諸国における多文化の問題と日本の課題(続))
著者	岩崎，まさみ
引用	北海学園大学人文論集，19：1-28
発行日	2001-07-31

捕鯨問題における文化的対立の構造

岩 崎 まさみ

1 捕鯨問題の概要

日本人がクジラを食料資源として利用してきた歴史は古く、17世紀頃には何隻もの舟が沿岸に回遊するクジラを追い、網を用いて捕獲する勇壮な捕鯨が行われていた事はよく知られている (Akimichi *et al.* 1988, 福本 1960, 森田 1994)。その後捕鯨技術が変化し、明治期にノルウエーで開発された捕鯨砲を用いてクジラを捕る近代捕鯨技術の導入により、捕鯨は日本各地に広まっていった。第二次世界大戦後には食糧不足を補うために、南氷洋へ大規模な母船式捕鯨船団が送り込まれるなど、日本における捕鯨の伝統は、それぞれの時代の社会的変化を背景に、捕鯨技術を変容させながらも日本における食料資源確保の手段として現在に継承されてきた (Iwasaki-Goodman and Freeman 1994)。

1946年には捕鯨国が集まり、クジラ資源保護と捕鯨産業の育成を目指して「国際捕鯨取締条約」¹が結ばれ、この条約をもとに国際捕鯨委員会 (International Whaling Commission, 以降 IWC と省略) が設立され、メンバー国が捕獲対象とするクジラ資源を管理してきた。初期の IWC は鯨油の採取を目的とした捕鯨国の利益が優先し、必ずしも有効なクジラ資源管理が行われたとは言えない。その結果、一部の海域の大型クジラ資源が減少するなどの問題が生じ、必要に応じて該当海域の特定のクジラ種を保

1 国際捕鯨取締条約 (1946 年) の目的は前文最終段落に「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする条約を締結する……」と記されている。

護する処置がとられた。1970年代から環境保護運動の台頭とともに、IWCの中でクジラ資源の枯渇が問題視され、ついに1982年の第34回IWCにおいて全ての海域での商業捕鯨の捕獲枠をゼロとする決定がなされ、一般に言われている「商業捕鯨禁止」の時代が始まった。この決定により、日本で行われている全ての形態の商業捕鯨：小型沿岸捕鯨，大型沿岸捕鯨，南氷洋捕鯨がその規制の対象となった。日本政府は国際捕鯨委員会の商業捕鯨全面禁止の決定に対して異議申立てを行ったものの、後に同申し立てを撤回した事により、1988年に日本は実質的にすべての商業捕鯨を失うこととなった²。IWCにおける商業捕鯨全面禁止の決定は、遅くとも1990年までに科学的アドバイスに基づいて見直すという合意があったことから、この決定を「商業捕鯨の一時的停止」と理解する捕鯨国と、商業捕鯨禁止を固持しようとする反捕鯨国との対立は続き、1992年には3大捕鯨国（日本，ノルウェー，アイスランド）の1国であったアイスランドが、国際捕鯨委員会を脱退するに至った。さらに1993年には国際捕鯨委員会に対する商業捕鯨全面禁止の決定に対する異議申立ての有効性を根拠に、ノルウェーが合法的に商業捕鯨を再開した。一方、日本は国際捕鯨委員会にとどまりながら、クジラ資源調査から得られるデータをもとに、捕鯨再開の正当性を科学的に立証する道を選んだ³。

捕鯨問題が注目され始めた1970年代から現在に至るまで、捕鯨問題の本

2 日本，ノルウェー，ペルー及びロシア（当時はソ連）は商業捕鯨全面禁止の決定に対して異議申し立てを行った。後に日本は異議申し立てを撤回したことにより、母船による商業捕鯨については1987年5月1日から、また沿岸におけるミンククジラとニタリクジラの商業捕鯨については1987年10月1日から、マッコウクジラの商業捕鯨については1988年4月1日から禁止となった。

3 2001年現在、日本は国際捕鯨条約8条に基き、南氷洋と北太平洋においてクジラの資源研究を目的とした調査を行っている。さらに同条では必要な研究調査の後、その副産物であるクジラ肉・脂を無駄にすることなく、十分に利用する義務を規定している。その規定に従い、これらの副産物は日本政府

質は大きく変化してきた。捕鯨問題が認識されるようになった 1980 年代には、環境保護団体および動物愛護団体などがクジラ資源枯渇説を展開し、反捕鯨運動を先導した。その当時、それを否定する科学的資料も充分ではなく、全世界のクジラ資源が枯渇する危機にあるとする反捕鯨運動に圧倒される状況が続いた。しかし 1980 年代のおわりから 1990 年代のはじめにかけて国際捕鯨委員会の科学委員会⁴における科学的議論が充実し、IWC の中でもクジラ資源が回復してきているという認識が定着し、今や捕鯨問題の本質がクジラ資源問題ではないという認識が広まりつつある。この大きな変化を象徴的に表している議論の数々が 1991 年の IWC 本会議で繰り広げられた。この時期をさかいに、捕鯨問題の根底にあるクジラに対する価値観の違いが IWC の中で公然と主張されるようになっていったと言える。本稿ではこの転換期にあたる 1991 年の第 43 回 IWC 年次総会における捕鯨問題の数々の懸案に対する各国代表の発言を取り上げ、資源論争からいよいよ捕鯨問題の根本的対立の根拠であるクジラに関わる価値観の対立の構造が明らかになる過程を検証する。

筆者は 1988 年以来、IWC における議論に参加し、さらに観察し、捕鯨支持・反捕鯨の対立構造を理解するためのデータを蓄積してきた。それらを基礎データとし、さらに 1991 年度の IWC 本会議の観察、及び公式記録として公表される IWC 会議記録（IWC 1991）を資料として、捕鯨問題にみられる様々な要因の検証を試みる。これらのデータを分析する理論フレームワークとして、社会学の分野で注目されているインターアクションル・

の管理のもと、日本国内の市場に流通している。これらの調査に加えて、国際捕鯨委員会の管理管轄外であり、日本政府が国内管理しているツチクジラ等の小型鯨類に関しては、資源量に見合った頭数を小規模に捕獲している。

- 4 国際捕鯨委員会の中には科学委員会と技術委員会がある。その中でも各国で鯨類研究を行う科学者によって構成されている科学委員会では IWC に対して科学的アドバイスをを行い、その科学的根拠に基づいて各国の代表が本会議において、クジラ資源管理に関する政策決定を行う。

アプローチを用いる。文化を抽象的な価値観の複合体と考える従来の文化人類学の考え方とは異なり、文化とは人々の日々の行動を決定する基盤となる知識であると定義するインタラクショナリストの理論フレームワークは、本稿で取り上げる IWC 本会議における議論を分析するために有効である。

2 インタラクショナル・アプローチ

社会学者デュルケームが提唱する社会秩序論の影響は文化人類学にも及び、Gregory Bateson を始めとする人類学者達は人々が他人とインタラクシオン（相互関与）をもつうえで作用する原則を実証的に研究する努力を重ねた（Bateson 1958, Goffman 1959, 1961, Spradley 1972）。これらの研究者達は、人々は他人とインタラクシオンを交わすうえで、適切と思われる行動をとるために必要なルールを学び、そのルールに則って社会的に適切な行動を起こし、またそのルールに則って他人の行動を理解する原理を明らかにし、communicative codes や native knowledge, information management 等の視点を研究し、文化人類学の多方面の研究に影響を及ぼした。Goffman (1959, 1961, 1967, 1971) は日常の対話や会議などの人々が顔を合わせてインタラクシオンを持つ場面で、それぞれの参加者は「ある種の均衡」を保ちつつ、自らのセルフ・イメージを提示しあい、その相互関与はまるで舞台の上で人々がそれぞれの役を演じてるようであり、その演技はそれぞれ人々が学んだ文化的ルールに則って行われる事を指摘している。

インタラクショナル・アプローチが従来の文化人類学と大きく異なるのは「文化」をどのように捉えるかという点にある。伝統的に文化人類学では「文化」とは行動を組み立てる上でのパラメーターとしてのコンテキストであり、つまり文化的コンテキストというのは独立したバリエブルであり、人々の起こす行動というのは文化的コンテキストに依存したバリエブルであると捉えられてきた。一方インタラクショナル・アプローチで

は、行動は文化的コンテキストの一部と考えられ、ゆえに文化とは行動と切り離すことが出来ない活動的な実体であり、文化および行動は外からの刺激に反応して常時修正されると考える（McDermott and Roth 1978）。つまり、インターアクションル・アプローチの理論フレームワークを用いると、人々の行動を分析することを通してより直接的に文化を捉えることが可能であり、複数の人々のインターアクションを捉えて相互の行動及び考え方、さらにそれらがどのように修正されるかを分析することにより、そのインターアクションの参加者達が持つ複合的な文化を「輪切り」にして捉え、抽象的に陥りがちな文化分析をより具体性を持った実体として分析することが可能である（Iwasaki-Goodman 1994）。

本調査では著者が日本政府代表団の一員として IWC の作業部会、小委員会、技術委員会および本会議に出席し、会議場におけるインターアクションの様子を観察し、さらに公式議事進行記録を分析している。会議におけるインターアクションの分析にはいくつかの分類項目を設定した。それらはインターアクションの頻度、緊張度、声の調子、発言の内容などであるが、それらに加えて発言の内容が個人的な動機からか、あるいは政府の公式な政策に基づくものかを考慮した。この違いを明らかにすることは重要であり、IWC のような多国間条約に基づいた国際会議では、政府の政策に沿った発言要旨が事前に用意されており、各国政府代表はそれから大きく逸脱した発言は出来ない。またインターアクションにおけるフロント・ステージとバック・ステージ⁵の性格の違いにも注目した。この点も第 43 回 IWC 年次総会という重要な転換期を理解する上で重要であり、この二つのインターアクションの区別を明らかにすることにより、バック・ステージ

5 Erving Goffman (1959) は人々が日常のインターアクションにおいて、より緊張度の高いフロント・ステージと仲間などとのインターアクションなどのリラックスしたバック・ステージとを使い分けていることに注目し、この区別を明らかにすることにより、人々の相互関与の過程をより深く理解出来るとしている。

におけるインターアクションがフロント・ステージを左右している様子を理解する手がかりとなる。

3 第43回国際捕鯨委員会におけるインターアクション分析

3.1 IWC 会議の流れと出席者

通常 IWC の一連の会議は約 1 ヶ月続き、その最初の会議は 2 週間に及ぶ科学委員会であり、その後に 1 週間にわたって作業部会や小委員会の会議が持たれ、最後の週に IWC 技術委員会と本会議が開催される。第 43 回 IWC 年次総会もそのスケジュールに沿って、30 カ国⁶の参加を得て、アイスランド、レイキャビク市において開催された。IWC 科学委員会では各国の鯨類研究者が参加して、クジラ資源の科学的調査に基づいた議論がなされた。そこでの議論の内容は「科学委員会レポート」としてまとめられ、本会議に報告された。同様に作業部会、小委員会での議論は各レポートにまとめられて技術委員会、あるいは IWC 本会議に報告された。科学委員会ではクジラ資源管理に関わる資源データの蓄積や管理方式の検討など、科学分野の作業が行われる一方、技術委員会ではクジラ資源管理方式の実際の運用に関わる作業を中心として行われている。最後の週に開催される本会議ではそれらの委員会で検討された諸事項を議論のうえ最終的な政策決定を行う。

IWC 会議の出席者はメンバー国の政府代表団員であり、政府代表団の構成は各国の事情によって異なるが、一般的に政府関係者と産業界の代表お

6 オーストラリア、ブラジル、チリ、中華人民共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、インド、アイルランド、日本、韓国、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、ペルー、セントルシア、セントビンセント・グレナディーンズ、セイシェル、南アフリカ、スペイン、スエーデン、スイス、ロシア、イギリス、アメリカ合衆国

よび NGO⁷ の代表などにより構成されている。各会議では出席者の他にオブザーバーが認められるが、これらのオブザーバーは会議に参加することは許されない。本会議ではオブザーバーの数も増し、これらの人々が組織立ってかなりの影響力を持つ(18 ページ参照)。報道関係者は会議場外に設けられたプレス・ルームでスピーカーから流れてくる発言を聞くことが出来るように設備されているが、中にはオブザーバーの資格で会議場内において取材する者もいる⁸。

本調査では科学委員会終了後の小委員会、作業部会、技術委員会、そして本会議において集められたデータを分析している。しかし本調査の中で、重要であるにもかかわらず技術的な問題から、分析対象としていない部分がある。IWC 会議の中で、各国代表（コミッショナー）だけの密室会議がもたれるが、それは公開されないことから、本調査の中では分析されていない。本会議が開催される前日に数時間のコミッショナー会議がもたれ、その年の本会議での議題に関する打ち合わせを行う。また本会議の後半で、議論が紛糾して結論に至ることが困難になると、度々密室でのコミッショナー会議が持たれ、本会議では解決困難な議題を結論に持っていくための話し合いをする。コミッショナー会議は時には数時間にも及ぶ場合もあり、また紛糾が続く場合には頻繁に持たれる場合もある。この会議は IWC 加盟国間の対立を何らかの形で融和させるために重要であるが、会議の様子は一切公表されない。また上記のコミッショナー会議と同様に本調査では分析対象としていないが、会議の前後や途中でもたれるコーヒー・ブレイクにおけるインターアクションである。会議場の外にテーブルがセットされ、会議参加者、オブザーバー、さらに報道関係者も混じって、人々が雑

7 環境保護団体や動物愛護団体、さらに先住民団体や人権保護団体など、広い分野の NGO が政府代表団の一員として、またオブザーバーとして IWC に出席している。

8 2000 年の IWC 総会から、報道関係者は総会中に会場で取材できるようになった。

然と行き交うが、同時に非公式に意見の調整や、情報交換などが行われている。会議の中では合意に至らなかった議題が、コーヒー・ブレイク後にはすぐに決着するという事もまれではない。あるいは、会議中に意見の対立が激しく、問題解決へ向けての進展が困難な時などにコーヒー・ブレイクを取るということもある。これらのインターアクションはデータ収集が困難なこと、またプライバシー尊重の観点から、本調査では取り上げていない。

3.2 第43回IWC会議におけるインターアクションのパターン

作業部会、小委員会、技術委員会および本会議における議論の様子、発言の内容等を詳細に観察・分析⁹していくと、一連の会議に共通して特徴的なインターアクション・パターンが現われていることが解る。それはIWCメンバー国が二つの相反するグループ：1) 捕鯨支持国と2) 反捕鯨国に分かれ、両極化している現象である。これらの両極化が起きた議論の状況を一覧表にまとめると(付録1, 表1参照), 27の議論において両極化が起きている。表1ではIWC会議に一貫してみられる両極化現象を捕鯨支持派・反捕鯨派の対立が顕著であった議題, およびその議題に関する各国の連帯パターン, そしてその結末に分類している。これらの分類の結果, 両極化現象を特徴づけるいくつかのパターンが明らかになってくる。第一にIWCの会議で議論される重要な問題に関する議論のほとんどが両極化し, その結果, 少数派の意見が数の力で圧倒されるか, あるいは投票により多数派の意図する決定に至るというパターンをたどっている。つまり現在IWCの中で議論されているほとんどの重要問題に関わる議論において, 各国が捕鯨支持と反捕鯨の両極に分れて対立し, 合意に至らないまま投票な

9 それぞれの会議におけるインターアクションの詳細な分析は1994年にIwasaki-Goodmanがカナダ, アルバータ大学・大学院に提出した博士論文(Iwasaki-Goodman 1994)の138ページから202ページに書かれている。

どの多数派が有利な方法で結論に持ち込まれていると言える。近年の IWC 会議では捕鯨支持グループが少数派である一方、反捕鯨グループが多数派であり、当然ながら反捕鯨グループが決定権を持っている。この両極化現象により IWC 会議での議論が頻繁に行き詰まり、多数派の意のままに最終決定がなされることにより、本来コンセンサス合意を基盤とする多国間協議の精神が大きく損なわれている。

IWC の会議における議論の展開には、一定の規則性が見られる。作業部会や技術委員会、また本会議の前半は各国のポジションを述べる事、同時にそれぞれの議題に関して発生する同盟パターンの確認が行われる。その後何らかの決定に至るべき議論が展開される。表 1 では 14) 番目の議論以降において、結論に至る議論が提示されている。表 1 の 14) 番目の議題以降はいずれも現在の IWC が抱える重要問題であり、その議論がいずれも激しい対立で終わり、結局は多数派の意見が通るというパターンを示している。その例として 14) 番目の議論である「日本小型沿岸捕鯨に対する緊急捕獲枠」の議論では、そのパターンが顕著に表れた。商業捕鯨全面禁止により、日本の小型沿岸捕鯨業者はミンククジラの捕獲枠を失った。日本政府は 1988 年からこの問題に対し、この種の捕鯨は地域に根ざした小規模な捕鯨業という特徴の理解を求めてきた。さらに地元地域における影響を緩和するために、この小型沿岸捕鯨に対してミンククジラの緊急捕獲枠を要求してきた。しかし日本政府の要求に対して、IWC メンバー国の理解は低い。この懸案は始めに作業部会の 1) と 2) の議論において議論されているが、その段階では合意がみられず、その後の技術委員会において 6) の議題として取り上げられ議論が展開したが合意に至っていない。さらに本会議では 14) 番目の議論で再び取り上げられ、両極化したまま議論が平行線をたどり、投票にかけられ、その結果少数派である日本政府の要求は否決された。

同様の例として、1990 年までに見直しが求められていた商業捕鯨全面禁止の継続か再考かを問う議論も、21) 番目で見られるように、多数派が継続する意見を押し切っている。さらに注目すべきは、技術委員会において

4) 番目の議論で、商業捕鯨全面禁止を解除する前提であるクジラ資源の改定管理方式に関する議論が展開した。この年に科学委員会において改定管理方式が推薦されたが、IWC 本会議ではその採択を求める捕鯨支持国と、採択に消極的な反捕鯨国との距離は変わらず広いことが印象的である。本会議では捕鯨国であるノルウェーが改定管理方式C型を採用し運用させる事を促す決議文を22)で提出しているが、投票の結果、この決議文は否決されている。さらに24)番目では反捕鯨国が改定管理方式C型にさらなる条件を課した決議文を提出している。この決議文は議論の結果、投票に持ち込まれ採択されている。同様のパターンはノルウェーの商業捕鯨の可能性を左右するミンククジラの再分類に関する議論である26)番目の議論にも見られる。ノルウェー沿岸のミンククジラを保護種から、捕獲可能な分類へと変更することを要求するノルウェーに対し、反捕鯨国は対立し、両極化が起きた後に投票し、当然のことながら反捕鯨の多数派の意見が通るという結果に終わっている。これらの議題はいずれも商業捕鯨の再開の鍵となる重要な意味を持つことは明らかであり、それらのいずれの議論もIWC メンバー国の両極化を生み出している。

第二に両極化現象はIWCにおける重要な問題だけでなく、一般的な議題においても見られる。本会議における9)番目の議論ではNGOのオブザーバーのIWC参加料を2倍にするかどうかという問題に関しても、捕鯨支持国と反捕鯨国という両極化が起きている。これはIWCにおけるNGOオブザーバーの多くは反捕鯨NGOであるという事実の反映である。同様の例が11)と12)の議論に見られる。この議論は技術委員会のレポートの採択であるが、これらの場合も両極化が起きている例である。これらの場合は関係者の間での意見の調整が出来ずに行き詰まり状態に陥り、最終的には議長の判断に委ねるという結末に至った。この場合は前例のように、連帯する諸国は出てこなかったものの、IWC会議の中に協調しようとする努力が不足していることを表している。

第三には両極化現象が起きる場合、連帯する国々がほぼ一定していると

いうことである。これには例外があり、先住民・生業捕鯨¹⁰に関する議題に関しては連帯関係が異なっている。これは明らかにいずれの国に先住民・生業捕鯨があるかによって、それぞれの国の立場が異なっていることによる。両極化する連帯国は大きく捕鯨支持国(必ずしも捕鯨国とは限らない)と反捕鯨国に分けられ、そのメンバーはほとんど一定している。主な捕鯨支持国はデンマーク、アイスランド、日本、ノルウェー、セントルシア、セントビンセント・グレナディンズ、ロシアであり、一方反捕鯨国はオーストラリア、ブラジル、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、ニュージーランド、オマーン、アメリカ合衆国である。この対立構造は一連の IWC 会議において変わらなく見られるパターンである。

3.3 第 43 回 IWC 会議における両極化現象の対立要因

捕鯨支持国と反捕鯨国の両極化パターンの根底にある対立要因とは何なのか。第 43 回 IWC 会議において意見の対立が両極化した議論を取り上げ、そこで交わされた発言の記録から、両極化現象の根底にある考え方の違い、さらにその要因を分析した。その結果、第 43 回 IWC 会議における両極化現象において 4 つの特徴的要因が見られた：1) クジラ資源管理の現状の捉え方の違い、2) IWC における「人道性」の捉え方の違い、3) クジラ資源の利用方法に対する考え方の違い、4) 反捕鯨 NGO の影響。

1) クジラ資源管理の現状の捉え方の違いからくる両極化

IWC 会議の議論の中で意見の対立が起き、それが両極化まで発展している状況を理解するために、それぞれの発言者の発言要旨に注目した。明らかに各国代表がクジラ資源管理の現状をどのように認識しているかという点で大きな違いがある。この問題に対して両極端の理解を示しているのが、

10 Aboriginal/Subsistence whaling の日本訳として一般的には「原住民／生存捕鯨」という表現が用いられるが、筆者は「先住民／生業捕鯨」が適切と考える。

クジラ資源は管理され守られてきたと考えるアイスランドの代表と、クジラ資源管理は失敗の連続であったと考えるニュージーランドの代表の発言である。表1の本会議における14)番目の日本の小型沿岸捕鯨に対する緊急捕獲枠を認めるか否かの議論の中で、アイスランド代表は捕鯨問題に対する自らの基礎的な理解を提示している。アイスランド代表は1946年に設立されて以来のIWCの歴史を3つの期間に区切り、その第一の期間を「捕鯨が十分に管理されていなかった時代」と呼び、第二期には「IWCメンバー国の多くが問題を受け止め、規制されていなかった捕鯨を何とか制御しようと努力した」と表現している。そして第三期は「1982年に始まり、ついに1986年から効力を持つようになった商業捕鯨全面禁止により、第一期に引き起こされた問題の解決に成功した」と評価している。さらにアイスランド代表はIWCが現在第一期にいるかのように、反捕鯨の姿勢を崩そうとしない事を非難し、今こそIWCが第四期の計画を提示すべきであり、「第四期にこそ我々が目の前に提示された要求(日本の小型沿岸捕鯨の緊急枠)に対して、真面目に協力しあって解決していかなければならない時である。」と締めくくっている。

クジラ資源管理の現状の認識においてアイスランド代表と全く反対の理解を示しているのがニュージーランド代表である。本会議における22)番目の議論で、改定管理方式C型の採択を促した決議文に反対して、ニュージーランドが投票を棄権した理由を説明する中で以下のように述べている。ニュージーランド代表はIWCによる初期の捕鯨管理方式の失敗がクジラ資源にとって取り返しのつかない深刻な事態を引き起こしてしまったと言明する。さらに「次に新管理方式が導入されたが、その管理方式もずさんでありクジラ資源の枯渇を助長した。」とし、クジラ資源問題がさらに深刻化したと指摘する。そして現在IWCが検討している「改定管理方式」をニュージーランド代表は最後のチャンスと呼び、「今度こそ失敗をくりかえすようなことがあれば、それが最後である。」と述べている。

アイスランド代表とニュージーランド代表の発言には近年のIWCの働きに対する評価が根本的に大きく異なっていることが明示されている。ア

イスランド代表は IWC 科学委員会がクジラ資源を保護しながら、同時に管理方法を改定しようとする努力を続けていることに対して、それを肯定的に評価している。一方ニュージーランド代表は過去の IWC のクジラ資源管理方法に対して否定的であり、また現在の IWC 科学委員会の作業に対する評価も低い。これらのクジラ資源管理の現状に対する認識の違いから、IWC の中に二つの相反する認識が生じている。このことは当然、IWC における議論の展開やその議論から生じる結論に深刻な影響を及ぼしている。

2) IWC における「人道性」の捉え方の違いからくる両極化

IWC の資源管理組織としての責任に対する理解が両極端に分れる議論が 15) 番目の議論において交わされている。この議論では捕鯨における「人道性」に関する意見がセントビンセント、日本とインドの代表の間で交わされ、ミンククジラ漁の禁止によって困窮している日本の沿岸小型捕鯨の窮状を救うために、「人道的配慮」として緊急枠を求めるという日本の主張に対して、インドの代表は人間に対する「人道性」は IWC の関与する問題ではないと指摘する。セントビンセントと日本は、アメリカ合衆国の先住民などに対し認められている「先住民・生業捕鯨」というカテゴリーの基本精神は、捕鯨を必要とする先住民達に対する「人道的配慮」が基盤であること指摘し、IWC は人間に対して「人道性」を尊重する義務を果たしている例をあげている。人間に対する「人道性」と相反する議論が 8) 番目の議論で交わされ、同様の「人道性」という言葉が異なった意味で用いられ、再びその理解において両極化現象を起こしている。8) 番目の議論ではイギリス代表がクジラの捕殺作業においてクジラに対する「人道的配慮」がなされるべきであるとし、それを話し合う作業部会の設置を求めている。その提案に対して、日本代表は捕殺方法におけるクジラに対する「人道性」は IWC の関与する問題ではないという発言をしている。その根拠は IWC がその拠り所としている「国際捕鯨条約」には、クジラに対する「人道性」に関わる項目は無いとしている。

上記の15) 番目と8) 番目の議論で明らかな「人道性」に対する認識の違い、さらにそれらがIWCの管理責任に含まれるのかどうかという認識の違いは、かたやクジラに対する「人道的配慮」を求める側と、その一方で人間に対する「人道的配慮」を求める側の両極化は、IWCにおける意識の溝を象徴していると同時に、明らかにこれまで捕鯨問題の中では語られなかった「動物愛護思想」という隠されていた動機が見えてきた議論でもある。さらに興味深いことに、イギリスが提案したクジラに対する「人道的捕殺方法」を話し合う作業部会の設立は、議論ののち投票もなく可決された。一方日本が小型沿岸捕鯨コミュニティーの人々の窮状を救うために提案された、緊急捕獲枠の要求は、意見の対立の後、投票にかけられ、否定されている。IWCにおける日本の小型沿岸捕鯨の問題は、地域の人々への「人道的配慮」と単純化して扱うことが出来ない程複雑な問題を含んでいる。しかし15) 番目の議論ではセントビンセントと日本はクジラ資源はIWCの資源管理の責任において利用すべき資源であり、同時にIWCは資源利用者の「人道性」を尊重した処置をすべきであるという立場を明らかにしている。その一方イギリスとインドはクジラは「人道的」に扱うべき動物であり、その資源を利用する人々の「人道性」はIWCの責任の範囲外であると考えている点の対比は興味深い。

3) クジラ資源の利用方法に対する考え方の違いからくる両極化

IWC会議の中で対立する意見をさらに分析していくと、クジラ資源利用に対する根本的な意識の違いが見えてくる。日本とセントビンセントが主張する立場は“Wise Use”と呼ばれる資源の持続的利用を求める考え方であり、それに対してイギリスとインドが主張する立場は“Non Use”と呼ばれる極端な資源保護の考え方である¹¹。このような対立が本会議における18) 番目の議論である日本のクジラ調査の問題についての議論の中で展

11 Alan Herscovici (1985) は北米の環境保護・資源保護問題において“Wise Use”と“Non Use”という考え方の違いがあることを指摘している。

開されている。南氷洋において日本が行っている調査¹²に関する議論の中で、オランダ代表が調査計画の中で、クジラの捕獲を必要とする部分に対して反対の意見を表明しているが、一方調査の中の目視調査などのクジラの捕殺を必要としない部分については評価している。ここで問題にされているのはクジラを捕殺するかどうかという点であり、その根底にクジラを殺さないとする“Non Use”の考え方があることが解る。反捕鯨の考え方の根拠がクジラ資源の“Non Use”であるということが明らかになる発言はその他の議論にも現われている。IWC 科学委員会が完成させたクジラ資源の改定管理方式C型の採択に関する 22) 番目の議論で、その採択に反対する意見として、ニュージーランド代表は改定管理方式の内容を一般の人々は理解できないだろうと前置きして、クジラ資源がどのように管理されようと、クジラを捕るという行為を人々は嫌悪するだろうと発言している。つまりクジラ資源がどのように健全であろうと、またどのように管理されようと、クジラを捕殺するということが問題であると指摘している。まさにこの“Wise Use”と“Non Use”の対立がIWCの中での両極化の根底にあり、反捕鯨国と捕鯨支持国の立場を相容れない対立としている。この“Non Use”の考え方はクジラを殺さずに見るホエールウォッチングを肯定する反捕鯨国の姿勢にも現われている。

4) 反捕鯨 NGO の影響による両極化

IWC における一連の会議で、各国代表の発言が政治的に動機づけられたものである場合は多い。その中でも、IWC で重要事項として扱われている問題と、各国の反捕鯨 NGO が重要視している問題とが一致する 경우가少なくはない。表 1 に示されている議論の中で特に多くの国が発言した小型

12 国際捕鯨取締条約の 8 条において、IWC メンバー国がクジラの捕殺をとまなう科学調査を行う事が認められており、日本のクジラ調査計画については IWC 科学委員会においてすでに審議されている。捕殺をとまなう科学調査は IWC メンバー国の権利であり、IWC 本会議でそれを否定することは出来ない。

鯨類の問題(3, 7, 11, 16, 20, 27)とクジラの人道的捕殺に関する議題(8, 17)では多くの国の代表が発言している。小型鯨類の問題の概要は以下のようなものである。現在IWCが管理している鯨類はミンククジラを含めた大型の鯨類であり、小型鯨類については、必要に応じて各国が国内管理している。それらの小型鯨類の中でも、ツチクジラをIWCで管理しよとする提案は過去から議論されたきたが、結論にはいたっていない。第43回IWCにおいても技術委員会における3)番目の議論で、IWCがツチクジラの資源管理に関与していこうとする提案が技術委員会に出された。技術委員会では21カ国の代表が用意していた政府見解を述べているが、この段階では結論には至らないことからそれぞれの代表が淡々と各国の立場を提示するに留まっている。後に11)番目の議論において科学委員会での議事録のツチクジラに関する議論が報告された時、いち早くスペインと日本が小型鯨類の管理はIWCの管轄外であるとする政府見解を述べた。それに引き続いてニュージーランド、アメリカ合衆国、ブラジル、チリ、オーストラリア、オランダが激しく反論した。この議論はインターアクションが緊張度を増し、頻繁に見られる捕鯨支持国と反捕鯨国の連帯が見られ、その後ペルーは小型鯨類に関する国内の管理体制を説明し、さらにメキシコも後に本会議において自国の管理状況を説明すると述べた。他の議題に比較して、小型鯨類の問題には多くの国の発言が見られるのは、各国で小型鯨類漁が行われていたり、また各国内の反捕鯨運動においてIWCが小型鯨類の管理を行うべきであるとする意見が強いことを反映している。

小型鯨類の資源管理に関する興味の高さは本会議において小型鯨類漁に関する2つの決議文が提出されると、さらに明らかになっている。表1の16)番目の議論におくて、最初の決議文がニュージーランドを始めとする反捕鯨国によって提出されたが、その決議文に対して15カ国の代表が発言した。意見が対立したまま、コンセンサスに至らないことが明らかになると、議長は話し合いを中断し、コーヒー・ブレイクを取った。この時間の間に意見の調整を試みるが、コンセンサスで決議文を採択できないことが解ると会議が再開された後、議長はこの決議文の提案国に対し、後に修正

のうえで再提案することを勧める。20) 番目の議論で再びこの決議文が提案された時には、IWC が小型鯨類を管理するべきかどうかには意見が分れているという内容の文と、沿岸国の自治権を尊重する内容の文章が加えられていた。この重要な2つのポイントを加えることで、この決議文はコンセンサスにより採択された。この小型鯨類に関する決議文が採択されるとすぐに、アメリカ合衆国が小型鯨類に関する別の決議文を提出した。アメリカ合衆国はそのままでは採択されないことを見込んで、交渉の時間を持つために、後に議論することを申し出る。27) 番目の議論では同様の決議文が2度目に取り上げられると、12 カ国の代表が発言を行い、それぞれの意見が対立した。その結果、アメリカ合衆国代表はその決議文を撤回したが、この決議文の中で多くの国が反対した点は、その決議文には IWC に加盟していない国に関する内容が含まれていたことである。

小型鯨類の問題に加えて、反捕鯨 NGO が注目している問題として、インターアクション分析に明らかに現われてきたのはクジラの人道的捕殺に関する議題である。前述のとおり、技術委員会の8) 番目の議論において、イギリス代表がこの問題に関する作業部会を設置し、1980 年以来どのような方法でクジラの捕殺が行われているかを調査することを提案した。この提案に賛成したのはセイシェル、アメリカ合衆国、オランダ、ニュージーランドなどであり、これらの国は反捕鯨国の連帯の核となっている国々である。この提案が技術委員会で提案された時は、多くの国の発言があり、対立したまま、議題は本会議へと送られた。そして本会議では、17) 番目の議論において、それまでのインターアクションに変化が起き、それまでこの提案に反対していたデンマーク、アイスランドとノルウェーが修正案を出して賛成に回った。修正した点は捕鯨におけるクジラの捕殺方法の調査に留まらず、他の大型哺乳動物の捕殺方法との比較を行うという点であり、捕鯨における捕殺方法だけの議論で、捕鯨の「非人道性」に反対するというシナリオを混乱させるという意図の修正であった。この議論には多くの国の代表が加わった。これらの小型鯨類と捕鯨の人道性という2つの問題は各国の反捕鯨 NGO (非政府団体) の活動パンフレットに、明示さ

れており、最近の反捕鯨運動のターゲットがこれまで IWC が関わっていなかった小型鯨類を IWC が管理しようとする動きと、捕鯨作業においてクジラの致死時間を計算して捕鯨の「非人道性」を訴える点である事が解る。これらのことから、反捕鯨 NGO の圧力が IWC における議論を左右している事を示している。

3.4 IWC 会議における両極化現象の構造と反捕鯨 NGO の関わり

IWC 会議における両極化現象の検証の結果、メンバー国の間には IWC のクジラ資源管理の評価に対する深刻な違いがあること、また資源管理の責任範囲の解釈が大きく食い違っていること、さらに両極化現象を助長している要因として、それぞれの国における反捕鯨 NGO の圧力がある事が明らかになった。これらの要因が IWC 会議における両極化現象の構造の上でどのようにあらわれているのかをさらに分析することにより、これらの諸現象の根底にある両極化の要因を探る。

IWC 会議においてメンバー国は捕鯨支持派と反捕鯨派の2つの連帯を作り繰り返し対立する。さらに、それぞれの連帯を組む国はほぼ一貫し、同様の国が一貫した立場を取り、いくつもの議論の中で対立し、多数派対少数派の相容れない立場を貫く。諸議題が結論に至る本会議では多数派が繰り返し少数派を圧倒し、投票に至ると、当然ながら、多数派の主張が通る。その中でも両極化現象がもっとも顕著になるのがブロック投票である。複数の国が連帯を組み両極化することにより、ブロック投票という近年の IWC 会議の特徴とも言える現象を生んでいる。第43回 IWC 総会の本会議で行われた5回の投票(14, 19, 22, 24, 26)において、全て多数派が少数派を制している。多数派が提出した5つの決議文のうち、4つが採択され(18, 19, 20, 24)、一つは提案国が撤回した(27)、一方少数派が提出した1つの決議文(22)は投票で否決されている¹³。

13 IWC において捕鯨に関する規則を改正するには3/4の賛成が必要であり、また決議文を採択するのは1/2の賛成が必要である。反捕鯨国がブロッ

多数派の反捕鯨国はみずからを“Like-minded group”と呼び、この集団の活動は主にバックステージで行われ公には解りにくく、会議の中では明らかになることはなかった。しかし第43回IWC会議では、それまでバックステージで行われていた“like-minded group”の活動の一端が、つい最近まで多数派のメンバーであったデンマーク代表の発言によって明らかになった。このインターアクションは23)番目の議論に見られ、多数派が提出した決議文案の一つを討議する直前にデンマーク代表が、その決議文案の配布が規定の時間より遅かったことを問題にして発言を始めた。デンマーク代表は「私たちは“like-minded group”として作業をしている。それはアイスランドの間欠泉のようなもので、(決議文原案が)突然に出来上がってくる……」(IWC 1991: 134)と述べた。さらにイギリス代表が決議文案が遅れた事を否定し続けると、デンマーク代表はその決議文原案が配布されるところを目撃し、デンマークも“like-minded group”の一員として相談を受けるものだと思ったが、相談はなかったと言明した。この発言はこれまでバックステージで活発であった多数派の活動について、奇しくもこれまで多数派であったデンマークが知らずにグループから外されていたことにより混乱していたために、会議中のフロントステージで詳細を話したという経緯である。さらに後にデンマーク代表はその決議文原案に関して、デンマークだけではなく捕鯨支持グループにも相談がされていなかったことを指摘し、“like-minded group”が平等に欠ける行動をとっていることを非難し、グループの内情を暴露する発言をしている：

この決議文案の提出が遅れたのは“like-minded group”の中に意見の相違があったためである。それはグループのいくつかの国が科学委員会がほぼ全会一致で改定管理方式を支持する決定をした事を受け入れられ

く投票を続けるかぎり、捕鯨に関する規則改正は不可能であり強制力のない決議文のみが採択され、IWC本来の機能を果たすことができない現状が続く。

なかったからである。

(IWC 1991: 134)

デンマーク代表の発言に続いて、アイスランド代表が“like-minded group”の活動を非難して「捕鯨を再開させないという立場を強くもつ少数の国の意見がグループの多数派を制しているのだ」と、これまでは会議の発言には現われなかった“like-minded group”の実体が語られ、また公に非難された。アイスランド代表は後の発言でも“like-minded group”の活動を非難し、このグループの多数派の活動がIWCにおける交渉過程を混乱させていると指摘している。両極化現象の原因の一つがバックステージの“like-minded group”が多数派としての力を効果的に用いて、集団行動を行うことにある事が一連の発言により明らかになった。

この“like-minded group”をとりまとめるという重要な働きをしているがオブザーバーとして参加している反捕鯨 NGO である。各国の環境保護・動物愛護団体の代表である反捕鯨 NGO は単に受け身的に非政府団体の代表として会議の進行を観察するだけではなく、IWC 会議の中で交わされる各国代表の発言をモニターし、発言内容に影響を与えている。反捕鯨 NGO が各国代表の発言や投票行動に影響を与える方法はいくつかある。その一つは、IWC 会議期間中、毎日発行される“ECO”というニュースレターであり、IWC オブザーバーとして出席している反捕鯨 NGO が会議で交わされた討論の内容やその他の記事を数ページにまとめて、ニュースレターとして発行している。各国代表の発言に対する反捕鯨 NGO による評価が、ニュースレターを通して公になり、そのことが会議の進行に影響を与える。その例は数多くあり、第43回 IWC 総会の期間中に発行された“ECO”の5月29日号の最終ページには、デンマーク国家の環境委員会で採択された決議文にはデンマーク政府が商業捕鯨全面禁止の延長を支持していることが明らかであるにも関わらず、IWC 会議のオープニング・ステートメントでは日本の小型沿岸捕鯨に対する緊急枠を支持していると指摘し、「IWC デンマーク代表はデンマーク国会の指示に反する主張をしている。」と IWC におけるデンマーク政府の立場を厳しく非難している (ECO

1991)。このような記事が“ECO”に載せられた後に、デンマーク代表は会議の中で、デンマーク政府からの指示が変更になった事を明らかにし、日本の小型沿岸捕鯨に対する緊急捕獲枠の要求に関する投票では棄権している。NGOがオブザーバーとして各国政府代表団に与える圧力は大きい。

IWC 会議におけるインターアクション分析により、両極化現象の原因の一つとして、会議のフロントステージで見られるインターアクションとは別に、会議場内・外におけるバックステージでの様々な行動が影響力を持っていることが明らかである。付録2 図1にはバックステージにおける“like-minded group”と反捕鯨 NGO の働きが、IWC における両極化現象の重要な要素であることを示し、さらに IWC 会議における反捕鯨 NGO をも含んだフロントステージとバックステージにおける関連を示した。この図によると IWC 会議におけるインターアクションはフロントステージとバックステージに分ける事ができ、フロントステージでは各国代表団が捕鯨支持派と反捕鯨派に分れて議論を交わす。反捕鯨 NGO オブザーバー達はフロントステージにおいて、各国代表団の会議における発言をモニターし、報道関係者や一般世論に対して情報を操作し¹⁴、また各国代表のポジションを替えさせるなどの行動をとるなど重要な役割を果たして。フロントステージにおける反捕鯨国は同時にバックステージにおいて“like-minded group”としての活動を行っている。さらにフロントステージでは議論に参加することのない反捕鯨 NGO が、バックステージでは中心的な役割を果たしフロント・ステージで発言する反捕鯨国の発言を調整する働きをしている。

4 結 論

第 43 回 IWC の会議で展開されたインターアクションにおける対立構

14 前述の ECO に見られるように反捕鯨 NGO オブザーバーが提供する情報の中には正確さに欠くものが少なくない。

造は、確かに、近年の捕鯨議論を特徴づけている。第一に環境保護・動物愛護運動を先導する反捕鯨 NGO のが IWC のバックステージで活発に活動し、IWC における対立構造の重要な構成要員となっている。IWC における両極化はフロントステージでは反捕鯨国対捕鯨支持国の分離として現われているが、バックステージにおいて、“like-minded group” として反捕鯨国と反捕鯨 NGO 団体との連携が図られている。反捕鯨派は多数派としての優位性を活かして、IWC における議論の方向性やその結果までもを決定づけている。さらにバックステージにおける反捕鯨国と反捕鯨 NGO の活動が、多国間交渉に求められる各国間の協調と相互理解を弱め、IWC は捕鯨国と反捕鯨国の間のコンセンサスを求める努力を怠ったまま、多数派の意志のみが反映していく傾向が続いている。その結果、IWC の多国間資源管理機関としての機能を損なうという深刻な事態を引き起こしている。第 43 回 IWC 本会議の最後にアイスランド代表がアイスランド政府に対して IWC を脱退する事を勧める意志を明らかにした経緯¹⁵は、まさに IWC が少数派の意見を取り込む姿勢を見せないまま、多数派が独走した結果によるものである。アイスランド代表は IWC を脱退せざるおえない状況を説明する中で、中立な立場の国の多くが両極化の状況で困難な立場に追い込まれているにもかかわらず、IWC は多数派の意見を優先する方向を変えなかった事を指摘している。

第 43 回 IWC におけるインターアクションの分析を通して、反捕鯨 NGO を取り込んだ IWC における両極化現象を生み出しているいくつかの対立要因を明らかにしてきたが、それらの要因はまさに動物愛護論に起因したものであり、対立の核にはクジラの捕殺を認めるか認めないかという問いがある。つまりこれらの諸要因は「クジラは食料資源なのかどうか？」という究極の問題に集約できるのではないだろうか。先住民族によ

15 アイスランド政府代表の発言のとおり、1992 年にはアイスランドが IWC を脱退している。さらに 2001 年 6 月にアイスランド政府は商業捕鯨全面禁止に対する反対を条件として IWC に再加盟する手続をとった。

る捕鯨も含めて、現在捕鯨を求めている国は例外なく、食料資源としての利用を目指している。捕鯨支持国のそれぞれの発言は、その根底にクジラを食料として捉えた価値観があり、食料としてクジラを利用する人間のニーズを認める必要性を訴えている。当然ながら、食料資源としてクジラを利用するためには、クジラの捕殺は不可欠である。一方、反捕鯨議論の根底にはクジラを捕殺するのではなく、生かすべきであるという価値観がある。クジラの捕殺を否定し、他の野生動物と同様に保護されるものであると考える時、サファリ観光のように、クジラもウォッチングするという観光産業が成り立ち、その延長線上に「クジラの聖域圏」を作るという発想が起きてくる。捕鯨支持国と反捕鯨国の対立構造の深層には、クジラの捕殺をめぐる相反する価値観があり、その対立をめぐる複雑な駆け引きが展開されていると言える。

クジラをめぐる価値観の対立は IWC における多数派对少数派という構造のなかで、多数派の価値観を少数派に押しつけるという悲劇を生んでいる。さらに IWC における多数派の価値観は少数の環境保護・動物愛護団体によって戦略的に先導され、その結果 IWC におけるクジラ資源管理に関わる議論を麻痺させている現状を忘れてはならない。多数派对少数派の悲劇は捕鯨支持国にとっての悲劇にとどまらず、1946 年からクジラ資源管理組織として機能してきた IWC が、もはやその設立の目的をはたすことが出来ないという二重の悲劇を引き起こしているのである。クジラをめぐる相容れない価値観の対立が、IWC のクジラ資源管理機関としての機能を麻痺させている事こそが現在の捕鯨問題の最も悲劇的な結果であり、今こそ価値観の多様性に立ち返り、異なった価値観を相互に尊重しあう事の重要性を見直す時ではないだろうか。

付録1

表1：第43回 IWC における両極化のパターン
両極化現象で現われる同盟関係

議 題	捕鯨支持国	反捕鯨国	結 果
作業部会において			
1) 日本小型沿岸捕鯨が商業捕鯨ではなく既存のカテゴリ外である	日本	オランダ	合意なし
2) 日本小型沿岸捕鯨に最小の捕獲枠を与えるべきである	日本, デンマーク, セントビンセント	イギリス, ニュージーランド, アメリカ	合意なし
技術委員会において			
3) 北太平洋のツチクジラに関して, IWCが管理すべきではない (緊張度が低い)	日本, デンマーク, メキシコ, スペイン, アイスランド, ペルー, セントビンセント, ノルウエー	アメリカ, ニュージーランド, オランダ, オーストラリア, ドイツ, イギリス, スイス, ブラジル, セイシェル, フィンランド, オマーン, アイルランド, フランス	合意なし 本会議で継続審議
4) 改定管理方式: C型を採択すべき	日本, ノルウエー		合意なし 本会議で継続審議
5) 先住民・生業捕鯨において監視が必要ではない(またブロック枠にするかどうか) (緊張度が高い)	オーストラリア, ノルウエー, アイスランド, ニュージーランド, 日本, オランダ, スペイン	アメリカ, セイシェル, ブラジル, セントルシア, ドイツ, デンマーク, イギリス, フランス	合意なし 本会議で継続審議
6) 日本小型沿岸捕鯨に対する暫定処置 (緊張度低い)	日本, メキシコ, アイスランド, デンマーク, セントビンセント	イギリス	合意なし
7) 小型鯨類捕獲に関する報告	スペイン, 日本	ニュージーランド, アメリカ, ブラジル, オーストラリア, チリ, オランダ	合意なし 後に決議文
8) 人道的捕殺作業部会の設置はIWCの責任外 (緊張度高い)	デンマーク, アイスランド, ノルウエー, 日本, セントビンセント, セントルシア	イギリス, アメリカ, ニュージーランド, セイシェル, オランダ, スイス	合意なし 本会議で継続審議

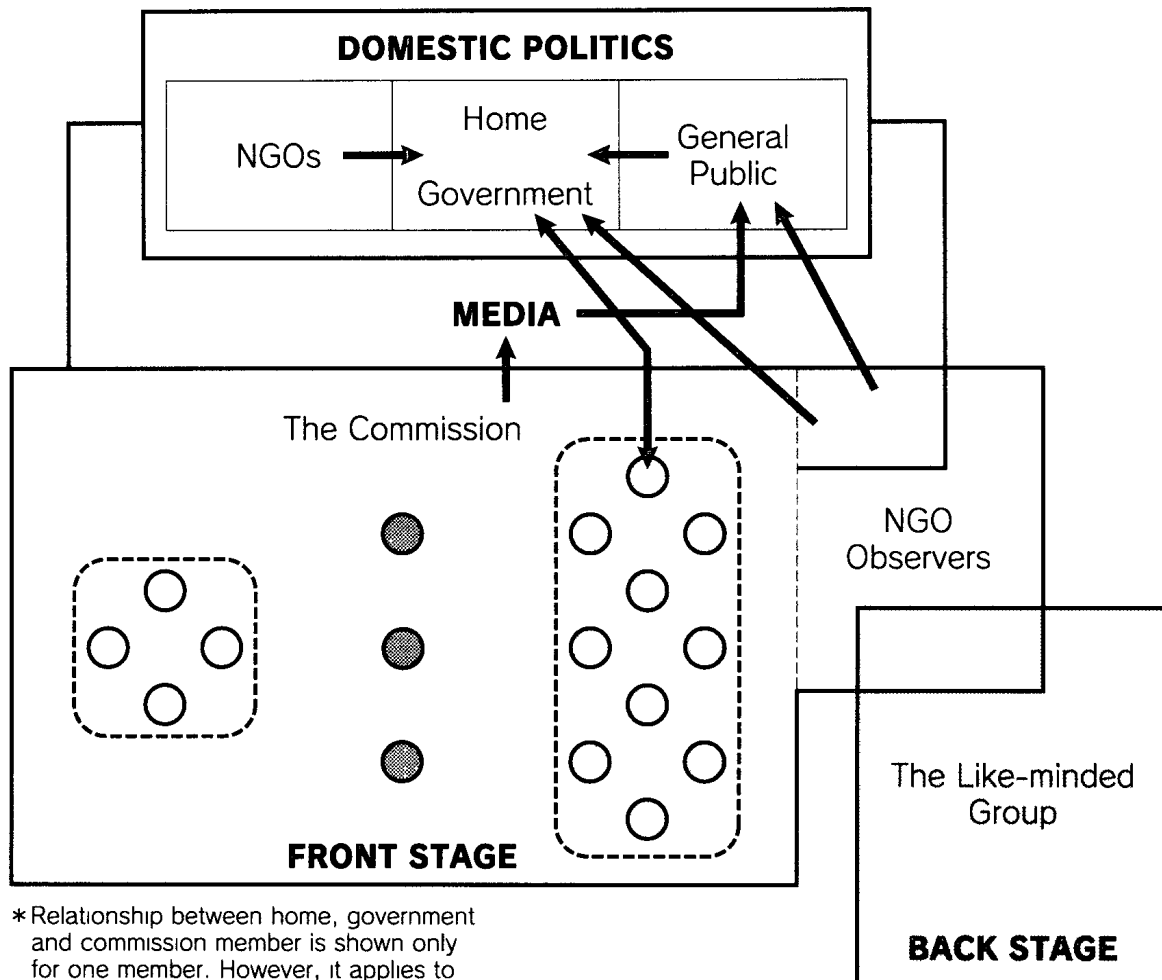
捕鯨問題における文化的対立の構造（岩崎）

本会議において			
9) NGO オブザーバー参加費を2倍にする	ノルウェー, アイスランド, セントビンセント, 日本	ニュージーランド, イギリス, オランダ, オマーン, アメリカ, セイシェル, チリ, スイス	合意なし 来年に継続審議
10) 日本クジラ調査に関する議論	日本, アイスランド, ノルウェー	オランダ, イギリス, アメリカ, オーストラリア, スイス, スペイン, ドイツ, フランス, ニュージーランド, デンマーク, インド, アイルランド, チリ, ブラジル	議論が行き詰まり 後に決議文
11) 技術委員会のレポート採択: ツチクジラの管理に関して	スペイン, 日本	オーストラリア, ニュージーランド, ブラジル, アメリカ, チリ, オランダ	議長の決定により, 原稿通り
12) 技術委員会のレポート採択: 先住民・生業捕鯨に関して	デンマーク		議長の決定により, 原稿通り
13) 先住民・生存捕鯨に関して: 日本がオーストラリアの立場を指摘	日本	オーストラリア	
14) 日本小型沿岸捕鯨に対する緊急枠	日本, アイスランド, セントビンセント, セントルシア	アメリカ, インド, オランダ, ドイツ, イギリス, ニュージーランド	議論の行き詰まり 投票 (日本が負ける)
15) IWC における「人道性」についての議論	セントビンセント, 日本	インド	
16) 小型鯨類に関する決議文	日本, セントビンセント	オーストラリア, フィンランド, ドイツ, アイルランド, オランダ, セイシェル, 南アフリカ, スウェーデン, スイス, イギリス, アメリカ, ブラジル, チリ	合意なし, 20) で再提出
17) 人道的捕殺作業部会について, アイスランドが責任範囲を広げる提案	デンマーク, アイスランド, ノルウェー	オーストラリア, ニュージーランド, イギリス, オマーン	イギリスとアイスランドが後に協議

18) 日本のクジラ調査に対する決議文	アイスランド、ノルウェー	オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、ブラジル、アメリカ、スイス、フランス	投票なしに採択
19) ロシアのクジラ調査に対する決議文	ロシア	アメリカ、オーストラリア、ブラジル、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス	投票(多数派の決議文が採択)
20) 小型鯨類に関する改定決議文(16を改定)	日本、ノルウェー、スペイン、メキシコ	ニュージーランド	投票なしに採択
21) 商業捕鯨全面禁止に関して	アイスランド、日本	イギリス、オーストラリア、オランダ、スイス、アメリカ、ドイツ、スウェーデン	多数派により決定
22) 管理方式C型を支持する決議文	ノルウェー	オーストラリア、アメリカ、イギリス、オランダ、ドイツ (ニュージーランド棄権の説明)	投票により採択(ノルウェーが負ける)
23) デンマークが決議文のドラフトが配布された時間について発言	デンマーク、ノルウェー	イギリス、オーストラリア	
24) 改定管理方式に関する決議文	デンマーク、日本、アイスランド	オーストラリア、アメリカ、オランダ、スイス、イギリス、フィンランド、ドイツ、スペイン	投票により採択(多数派の決議文が採択)
25) アイスランドの捕獲枠を求める提案	アイスランド、ノルウェー	イギリス、ブラジル、オーストラリア、アメリカ、セイシェル	議事進行に関する問題で討議されず
26) ノルウェーのミンククジラを再分類する提案	ノルウェー		投票により否決(ノルウェー負ける)
27) 小型鯨類に関する決議文(16, 20)に対してアメリカがさらに決議文を提出	ブラジル、デンマーク、チリ、メキシコ、日本、スペイン、セントビンセント、中国	アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、セイシェル	アメリカが決議文を撤回

付録 2

図 1：国際捕鯨委員会本会議におけるインターアクション・パターン



文献一覧

- Akimichi, T., P.J. Asquith, H. Befu, T.C. Bestor, S.R. Braund, M.M.R. Freeman, H. Hardacre, M. Iwasaki, A. Kalland, L. Manderson, B.D. Moeran and J. Takahashi. 1988. Small-type Coastal Whaling in Japan: Report of an International Workshop. Boreal Institute for Northern Studies, Occasional Publication No. 27. Edmonton. Report IWC/40/23. International Whaling Commission, Cambridge.
- Bateson, Gregory. 1958. Naven. Stanford: Stanford University Press.
- ECO, 1991年5月29日号
- 福本和雄 1960年 日本捕鯨史話 東京：法政大学出版
- Goffman, Erving. 1959 The Presentation of Self in Everyday Life. New York: Anchor Press
- , 1961. Encounter. Indianapolis: Bobbs-Merrill.
- , 1967. Interactional Ritual. New York: Pantheon House.
- , 1971. Relations In Public. New York: Harper Colophon Books.
- Herscovici, Alan. 1985. Second Nature. The Animal-Rights Controversy. Montreal: CBC Enterprises.
- International Whaling Commission. 1991. International Whaling Commission 43rd Annual Meeting Verbatim Record. Unpublished.
- Iwasaki-Goodman, Masami 1994 An Analysis of Social and Cultural Change in Ayukawa-hama. Ph.D. Thesis submitted to Department of Anthropology, University of Alberta.
- Iwasaki-Goodman, M. and M.M.R. Freeman. 1994. Social and Cultural Significance of Whaling in Contemporary Japan: A Case Study of Small-type Coastal Whaling. In Key Issues in Hunter-Gatherer Research. Ed. by E S. Burch Jr. and L.J. Ellanna, pp. 377-400, Oxford: Berg.
- 国際捕鯨取締条約 1946年
- McDermott, R.P. and David R. Roth. 1978. The Social Organization of Behaviour: Interactional Approaches. Annual Reviews of Anthropology. 7:321-45.
- 森田勝昭 1994年 鯨と捕鯨の文化史 名古屋大学出版会
- Spradley, James P. 1972. Foundations of Cultural Knowledge. In, Culture and Cognition. Ed. by James P. Spradley, pp. 3-37. San Francisco: Chandler Publishing Company.